

酒々井町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 町内の空き家を有効活用し、移住定住の促進及び地域の活性化を図るために町が実施する空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存在する建物のうち、個人の居住、店舗の営業等を目的として建築し、現に居住又は使用をしていないもの（居住又は使用をしなくなる予定のものを含む。）。ただし、民間事業者等による賃貸又は分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者 町内に存在する空き家（以下「物件」という。）に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を、町内への移住、定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に紹介するシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(物件の登録申込み)

第4条 所有者は、空き家バンクの登録（以下「登録」という。）を申し込もうとするときは、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 酒々井町空き家バンク物件登録申込書（別記第1号様式）
- (2) 酒々井町空き家バンク物件登録カード（別記第2号様式）

(物件の登録)

第5条 町長は、前条の申込みがあったときは、その内容を確認し、適切であると認めるときは、酒々井町空き家バンク物件登録台帳（別記第3号様式）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2に規定する媒介契約又は同法第34条の3に規定する代理契約を締結しているもの
- (2) 都市計画法（昭和34年法律第100号）に規定する市街化調整区域で用途変更等の許可見込みがないもの
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令に違反しているもの
- (4) 老朽化が著しく、危険な状態にある空き家又は利用するに当たって大規模な修繕が必要なもの
- (5) 酒々井町暴力団排除条例（平成23年酒々井町条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第9条に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者等」という。）が所有者であるもの
- (6) その他町長が適当でないと認めるもの

- 2 町長は、物件の登録をしたときは、酒々井町空き家バンク物件登録完了書（別記第4号様式）により、当該物件の登録の申込みを行った者に通知するものとする。
- 3 物件の登録の期間は、2年とする。ただし、前条第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度物件の登録をすることができる。
- 4 町長は、物件の登録をしていない空き家のうち、登録することが適当と認めるものの所有者に対し、物件の登録を勧めることができる。

（物件に係る登録事項の変更の届出）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録した事項に変更があったときは、酒々井町空き家バンク物件登録変更届出書（別記第5号様式）に変更後の事項を記載した酒々井町空き家バンク物件登録カードを添えて、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、物件の登録を変更したときは、酒々井町空き家バンク物件登録変更完了書（別記第6号様式）により、当該物件登録者に通知するものとする。

（物件の登録取消しの届出）

第7条 物件登録者は物件の登録を取消すときは、酒々井町空き家バンク物件登録取消依頼書（別記第7号様式）を町長に届け出なければならない。

（物件の登録取消し）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、物件の登録を取り消し、酒々井町空き家バンク物件登録取消通知書（別記第8号様式）により当該物件登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

- （1） 空き家等に係る所有権その他の権利に移動があったとき。
- （2） 町長が契約締結の報告を受けたとき。
- （3） 前条の規定による依頼書の届出があったとき。
- （4） その他、町長が適当でないと認めたとき。

（物件の情報の公開）

第9条 町長は、登録した物件の情報を、所有者及び所在地等が特定されるものを除き、町のホームページ等で公開することができる。

（利用の登録申込み等）

第10条 空き家バンクの利用希望者は、酒々井町空き家バンク利用登録申込書（別記第9号様式）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を確認し、当該申込みを行った者（以下「利用申込者」という。）及び世帯を、酒々井町空き家バンク利用者台帳（別記第10号様式）に登録し、酒々井町空き家バンク利用登録完了書（別記第11号様式）により利用申込者に通知するものとする。ただし、以下の各号のいずれかに該当するものは除く。

- （1） 暴力団密接関係者等であるもの
- （2） その他、町長が不適当と認めた者

- 3 前項の規定による登録の期間は2年とする。ただし、前第1項の規定による申込みを改めて行うことにより、再度登録をすることができる。

(利用に係る登録事項の変更の届出)

第11条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「利用登録者」という。)及び世帯は、登録した事項に変更があったときは、酒々井町空き家バンク利用登録変更届出書(別記第12号様式)を町長に届け出なければならない。

2 町長は、利用の登録を変更したときは、酒々井町空き家バンク利用登録変更完了書(別記第13号様式)により、当該利用登録者に通知するものとする。

(利用の登録取消しの届出)

第12条 利用登録者は利用の登録を取り消すときは、酒々井町空き家バンク利用登録取消依頼書(別記第14号様式)を町長に届け出なければならない。

(利用の登録の取消し)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消し、酒々井町空き家バンク利用登録取消通知書(別記第15号様式)により当該利用登録者に通知するものとする。ただし、第2号に該当するときは通知しない。

- (1) 空き家の利用の目的等が第10条第2項各号の規定に該当するとき。
- (2) 町長が契約締結の報告を受けたとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) 申し込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 前条の規定による依頼書の届出があったとき。
- (6) その他町長が適当でないと認めたとき。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第14条 物件登録者及び利用登録者は、宅地建物取引業者(宅地建物取引業法第2条第3号に定める宅地建物取引業者で、町が仲介に関して協定を締結しているものをいう。)に交渉等の仲介を依頼するものとする。この場合において、仲介等に要する費用は、当該依頼した物件登録者又は利用登録者が負担しなければならない。

2 町長は、物件登録者及び利用登録者が行う交渉及び売買、賃貸借等の契約については直接これに関与しない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年1月19日から施行する。